

川越市保育の実施及び保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

平成 2 2 年 1 2 月

1 主旨

保育の実施及び保育料に係る本市の事務につきましては、川越市保育の実施及び保育料に関する条例施行規則にて必要な事項を定めております。

今回の「川越市保育の実施及び保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）」は、新たに保育料の徴収に関する必要な様式を定めるものです。

2 主な内容（改正案）

川越市保育の実施及び保育料に関する条例施行規則の一部を改正し、新たに保育料徴収職員証の様式を定めるもので、同規則に次の一条を加えるものです。

第 7 条 保育料の滞納処分のための質問、検査若しくは搜索又は保育料の滞納処分について市長の委任を受けた職員は、当該職務を行う場合には、保育料徴収職員証（様式第十三号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（ 様式につきましては別添のとおりです。）

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行しようとするものです。